

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセットにより次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※3

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
- ※2 ご本人の配偶者をいいます。
- ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
- ※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

被保険者（補償の対象となる方）が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

(注) 「自転車搭乗中等のみ補償特約」がセットされた場合は、次に掲げるケガに限り、保険金をお支払いします。

- ① 自転車で乗車している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
- ② 自転車で乗車していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金額がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかによって発生したケガについては保険金をお支払いできません。 ① 自転車を用いて競技等（*）をしている間（③に該当しない「自転車を用いて道路上で競技等（*）をしている間」を除きます） ② 自転車を用いて競技等（*）を行うことを目的とする場所において、競技等（*）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間（③に該当しない「自転車を用いて道路上で競技等（*）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間」を除きます） ③ 法令による許可を受けて一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等（*）をしている間または競技等（*）に準ずる方法・態様により自転車を使用している間。 （*）競技等とは、競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習をいいます。 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ※2についても保険金をお支払いできません。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間（0日）が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内（180日）の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数（60日）が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療（*1）に該当する診療行為（*2） （*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を	※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	

支払対象期間：傷害入院保険金、をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
 手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
 [手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合	<table border="0"> <tr> <td>○手術</td> <td>×手術</td> <td>○手術</td> </tr> <tr> <td>▼</td> <td>▼</td> <td>▼</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>10月10日</td> <td>10月25日</td> </tr> </table>	○手術	×手術	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。
○手術	×手術	○手術									
▼	▼	▼									
10月1日	10月10日	10月25日									

その他費用に関する補償

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族※2
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)		○	○	○

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」をいいます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合					
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用) 補償重複	個人賠償責任危険保険金	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<table border="0"> <tr> <td>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td>+</td> <td>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</td> <td>-</td> <td>免責金額(*) (0円)</td> </tr> </table> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 (*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。 ※ 上記計算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記計算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記計算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。 ※ 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	免責金額(*) (0円)	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	免責金額(*) (0円)					

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>賠償責任の総額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>⑧被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>